

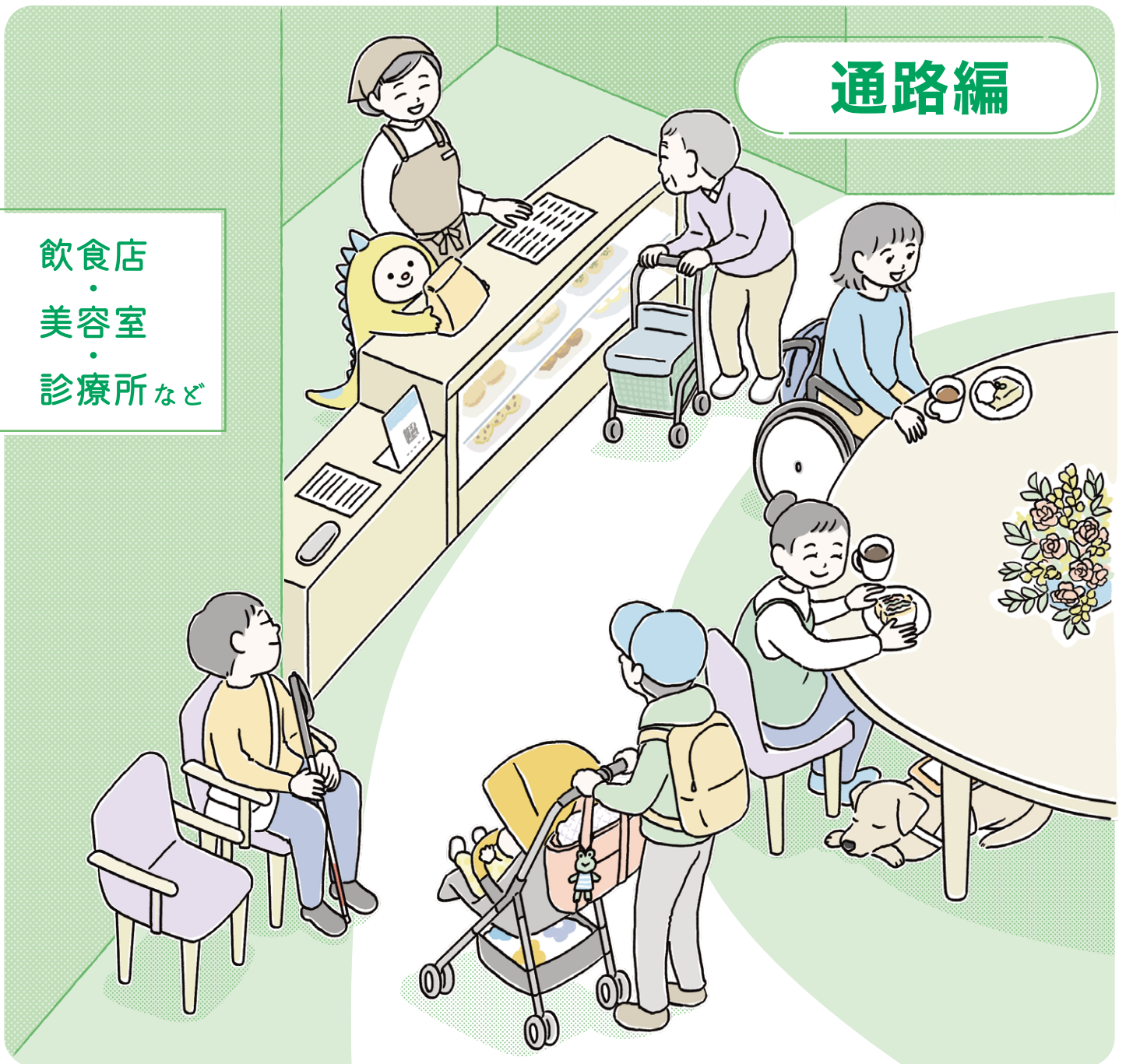
ずっと

みんなが通いたくなる

小さな店舗のつくりかた

通路編

飲食店
・
美容室
・
診療所など



contents

- 1 小規模店舗等のバリアフリー整備が求められています！
- 2 事前協議の仕組み
- 3 小規模店舗等のバリアフリー整備の基準
- 4 通路等の整備の考え方
- 5 通路等の整備事例とポイント
- 6 より使いやすい店舗づくりのために～運用上のポイント～

1 小規模店舗等のバリアフリー整備が求められています！

近年、まちや施設のバリアフリー化が進む中、小規模店舗等の整備はまだ十分ではありません。既存建築物において、「出入口」「廊下・通路」「トイレ」は、バリアフリー整備の要望が多くなっています。限られたスペースの中でも、配置や家具の工夫などにより、高齢者や障害のある方等が利用しやすい環境をつくることは可能です。また、ソフト面の対応と組み合わせることで、利用の幅も広がります。

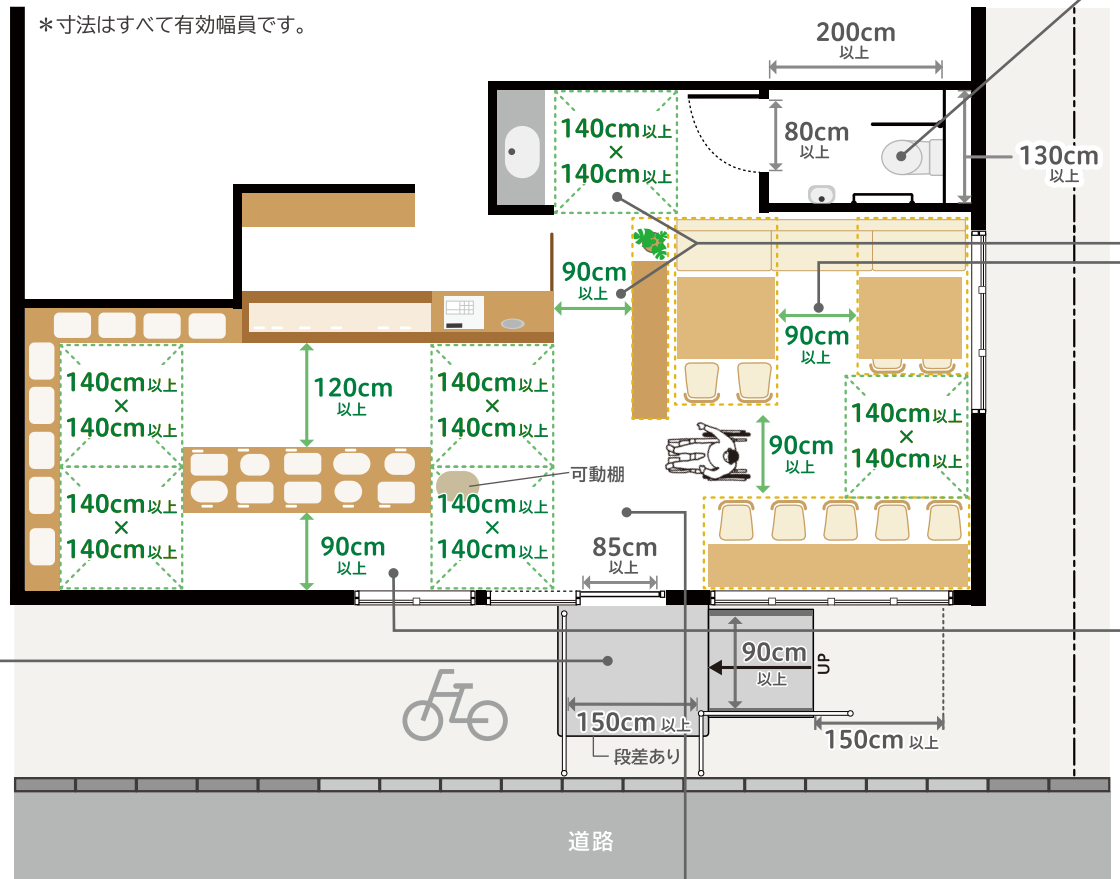
この冊子は、小規模店舗等のバリアフリー化を進めるため、設計・施工者、店舗オーナー向けにバリアフリー整備の考え方や整備基準・事例、整備をする際のヒントをまとめたものです。店内に入った後の行動をイメージしながら、よりよい整備方法や備品を含めた対応などについて、一緒に考えてみませんか？

3 小規模店舗等のバリアフリー整備の基準

すべての基準を満たすことができない場合であっても、

事前協議時の協議対象（整備の努力義務基準）と望ましい整備

- 凡例
- ★ 努力義務基準（練馬区福祉のまちづくり推進条例（小規模建築物））… 積極的に備えることが求められるもの
 - 推奨基準（練馬区福祉のまちづくり推進条例または、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省））… 快適な利用ができるように備えることが望ましいもの



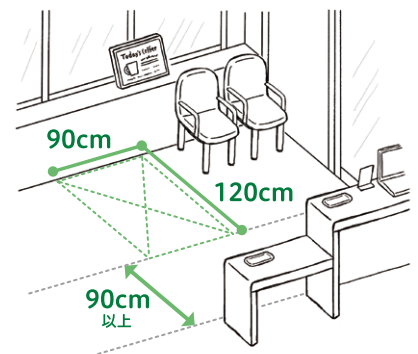
出入口・傾斜路

→ 詳細は、別冊「出入口編」で解説！

待合

→ 参照：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）（以下、「建築設計標準」と記載）p180,182

- 待合には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける。
- 車いす使用者や乳幼児連れ（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する。（ベンチ等の移動による対応も可とする。）
- 車いす使用者に配慮した待合スペースの幅は、車いす1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。（可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可能とする。）



2 事前協議の仕組み

- 練馬区福祉のまちづくり推進条例では、協議対象建築物や整備基準を定めています。この条例は、東京都の建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例とバリアフリー法令の基準を包含する、練馬区独自の基準です。
- 協議対象となる用途および規模の公共的建築物を新築、増築、用途変更等する場合は、**事前協議が必要です。**
- 飲食店・医療等施設・サービス店舗（理髪店、学習塾など）・物品販売業を営む店舗は**規模に関わらず、すべての施設が対象です。**

協議対象や具体的内容、手続きについては、こちらから
「整備項目対応表」でチェックできます



より使いやすい建物とするために、できることを1つでも増やす・できるだけ基準に近づける方法を考えてみましょう。

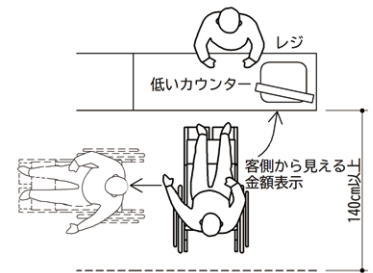
トイレ

→ 詳細は、別冊「トイレ編」で解説！

廊下等

→ 参照：施設整備マニュアル[建築物]（練馬区）（以下、「施設整備マニュアル」と記載）p205

- ★ 階段または段を設けない
- ★ 車いす使用者が通行できる幅の確保
 - 有効幅 140cm 以上 → 参照：施設整備マニュアル p50
 - 小規模建築物の場合には 90cm 以上
 - 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。
 - 参照：施設整備マニュアル p49
 - 車いすの転回に支障がないスペースを設ける。
 - 車いすの転回に支障がないスペースは、原則として 140cm 角以上とする。
 - 原則として、壁からの突出物を設けない。
 - 会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm 以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は 120cm 以上とする。
 - 参照：建築設計標準 p173

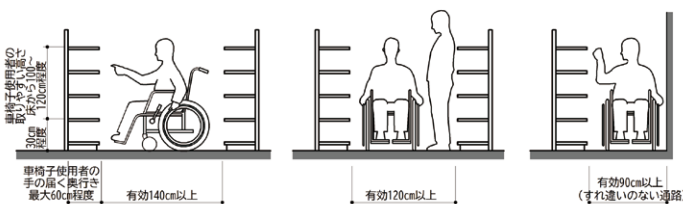


店舗内の通路

【商品棚間の通路】

→ 参照：建築設計標準 p175

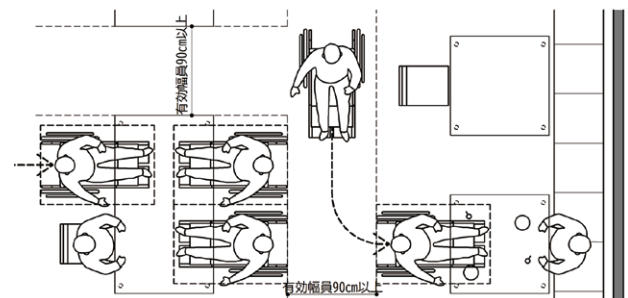
- 商品棚間にある主要な経路上の通路の有効幅員は、120cm 以上とする（車いす使用者が商品を取り出しやすいようにする）。ただし、片側商品棚の場合は、90cm 以上とする。



【飲食店舗の通路】

→ 参照：建築設計標準 p178

- 主要な経路上の通路の有効幅員は 90cm 以上とする。（椅子に座った状態でも、90cm 以上を確保する。）



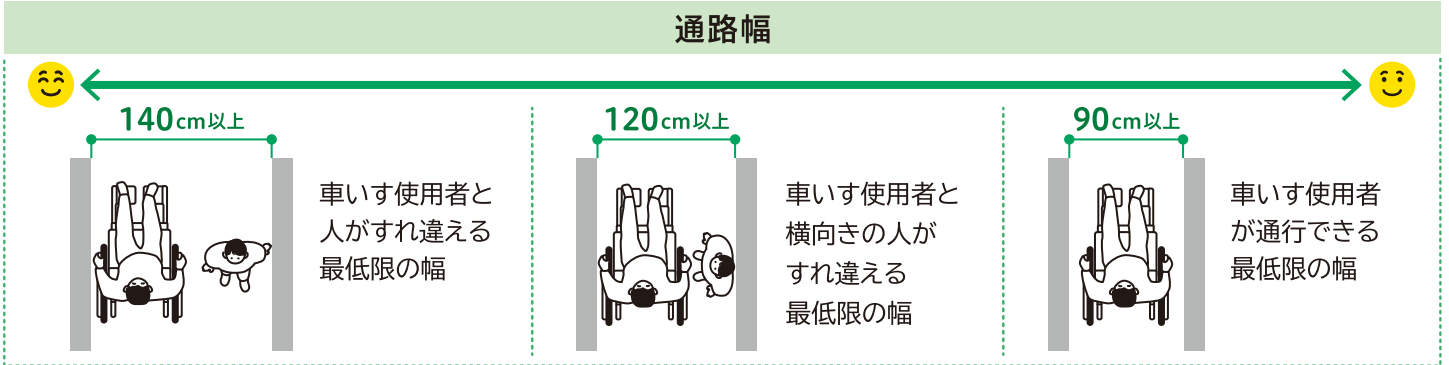
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）のページ数は、令和7年度版のものです。
- 施設整備マニュアル[建築物]（練馬区）のページ数は、令和3年度版のものです。

4 通路等の整備の考え方

ポイントは、利用者が「① 移動できること」と「② 利用できること」の2つです。
 ポイントを踏まえ、店内レイアウトを考えます。

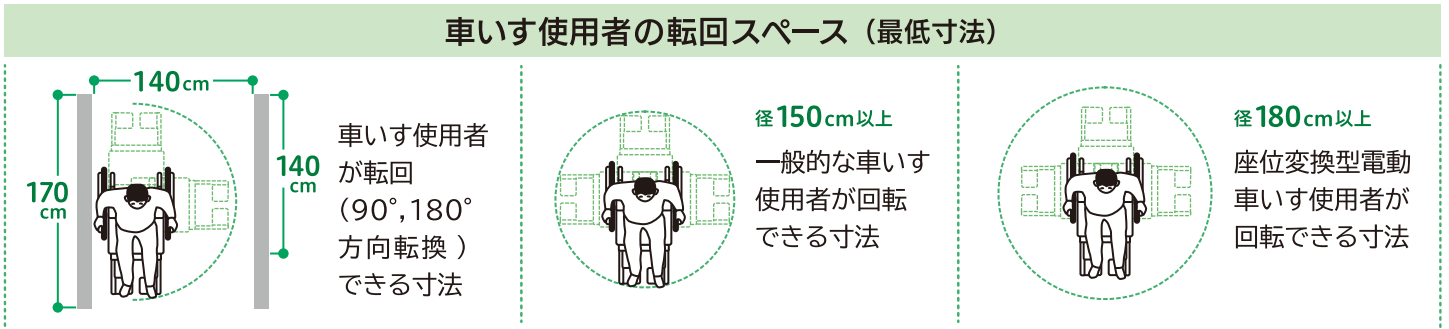
1 移動できること

通路幅を確保する 以下を参考に、通路幅を検討しましょう。



参考：施設整備マニュアル p35

店内での移動には転回スペースも必要です。転回スペースは以下を参考にしましょう。



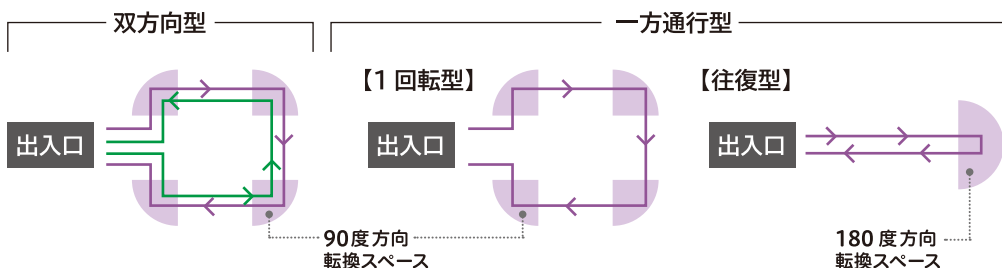
参考：施設整備マニュアル p36

通路にはできるだけ段差を設けないようにします。**段差の処理は、別冊「出入口編」p6を参照。*

通路幅の検討にあたっては、様々な方の動作寸法も参考にしましょう。



店内は、双方向ですれ違えることが理想です。十分な幅が確保できない場合であっても、転回スペースがあると車いす使用者も通行しやすくなります。1人分の通行幅は確保した上で、できるだけ多くの方が利用できるよう工夫しましょう。

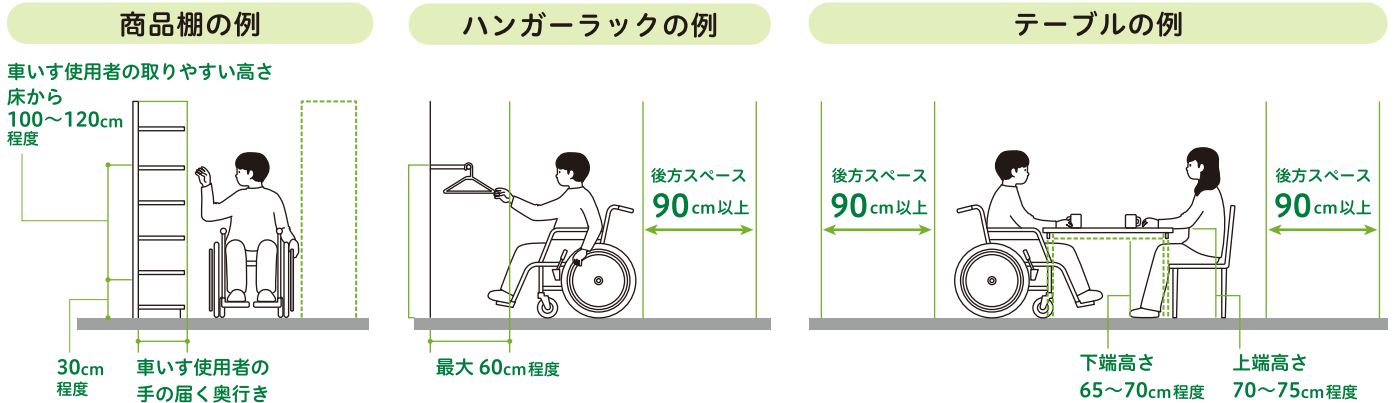


転回スペースが確保できなくても、バックで出られる車いす使用者もいるよ。

2 利用できること

(1) 家具の選定や配置を考える

- 商品棚やハンガーラック等は車いす使用者も選びやすく手に取りやすい高さ・奥行きとします。
 - 椅子は可動式とし、テーブルは車いす使用者に合わせた高さとするこで、車いすのまま席につけます。
 - 可動式の家具は、一時的にレイアウトを変更したり通路幅を広げたりすることが可能です。
- 柔軟な対応ができるようになっていると、利用できる方が増えたり使いやすさの幅も広がります。→ p12を参照
- ※ ただし、高齢者や体のバランスを取りづらい方は棚等を掴んで移動の補助に使う場合があります。
 キャスター付き家具はロック機能があるものを選びます。



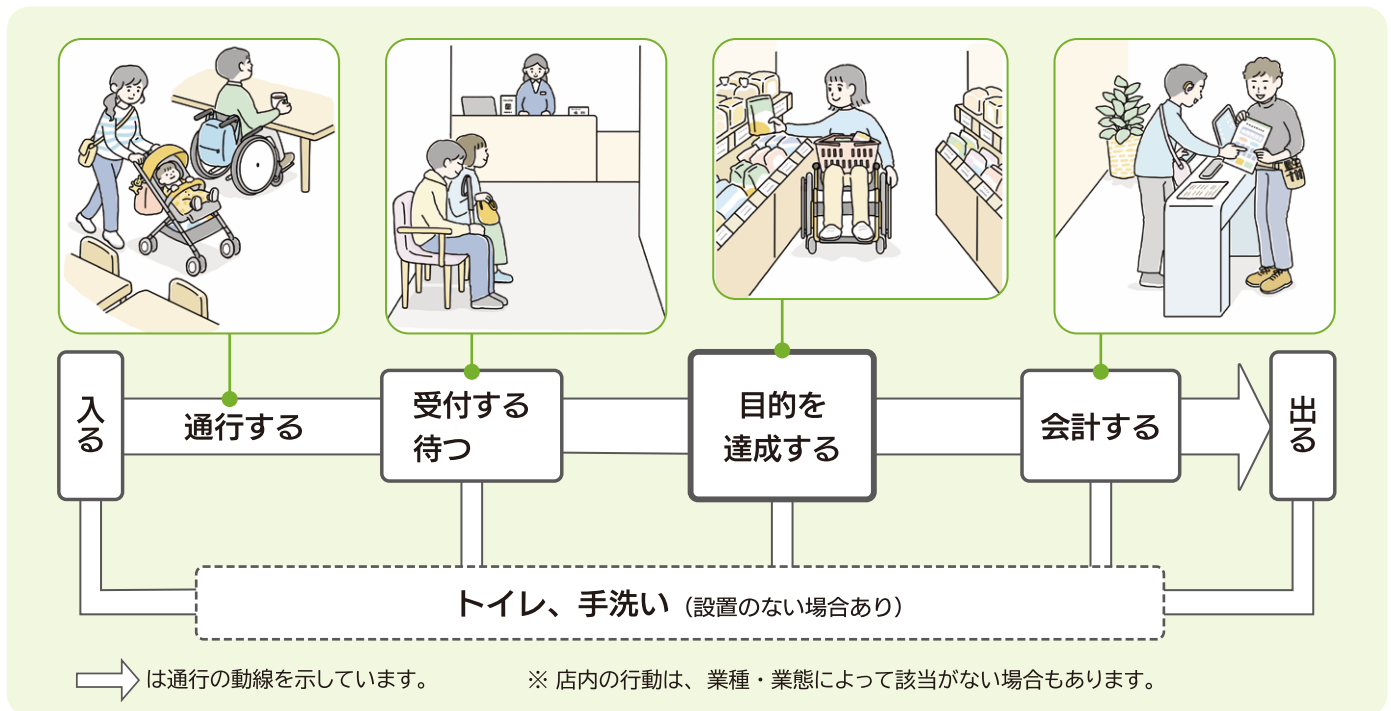
参考：建築設計基準 p177, 181

目的によって、車いすの向きは正面がよかったり、横向きがよかったりするんだね。



(2) 利用者の行動をイメージする

店内に入って目的を達成して店を出るまで、利用者の行動は以下のように整理できます。



- 行動別に様々な利用者の動き（動作寸法）をイメージします。
 - 店内は誰かの助けを借りることなく自由に行動できることが理想です。物理的に狭くて行動に制限が出てしまう場合は、人的対応でカバーする方法もあります。
- ※ 人的対応は、店内の動きを見渡せるような配置計画に加え、スタッフ間で対応やサポートのばらつきが出ないように、ルールや手順を統一しておくことが重要です。

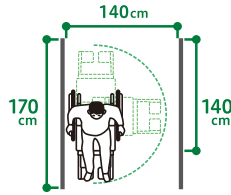


5 通路等の整備事例とポイント

1 移動できること

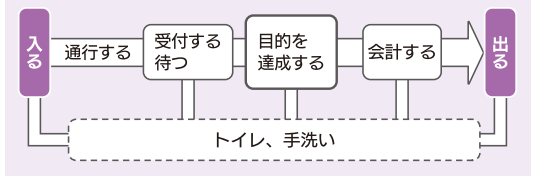
出入口に広い転回スペースを確保

出入口に広いスペースを設け、直進で店に入り方向転換して店内をまわられるようになっている



出入口：店に入る / 出る

→ 出入口の扉や外構部は、別冊「出入口編」を参照

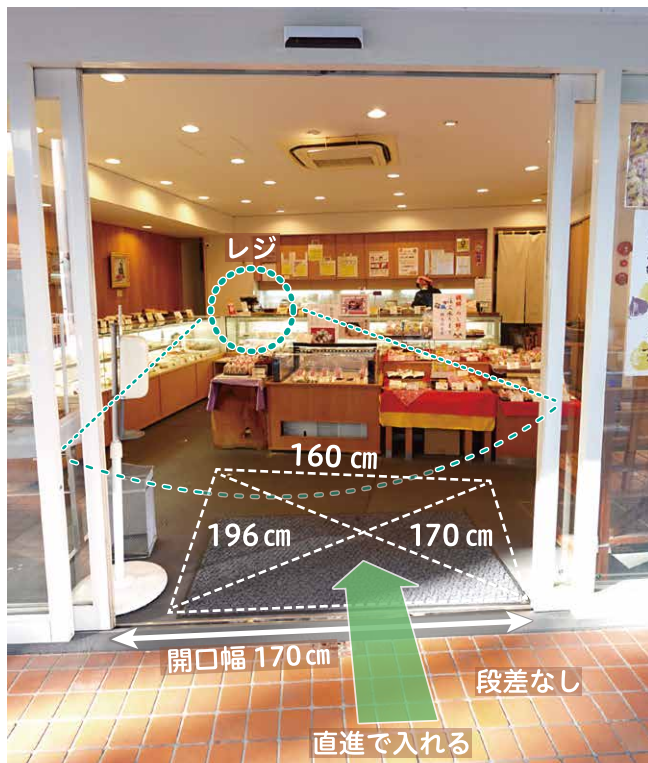


2 利用できること

見通しのよい空間配置

レジから出入口の様子がすぐわかる見通しの良い空間配置となっている

事例：練馬風月堂練馬店



聴覚障害者



精神・知的・発達障害者

急に飛び出すことがあったり、分かりにくい配置や動線は不安を感じることがあります。見通しが良いと安心して利用できます。



子ども連れ

通路の形や動線が分かりやすかったり、店内に入ってすぐに声をかけてもらえると利用しやすいです。

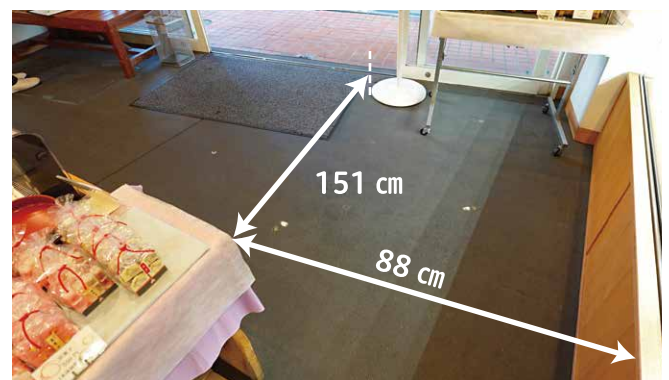
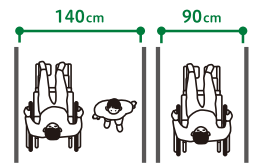
視覚障害者（全盲、弱視など）



1 移動できること

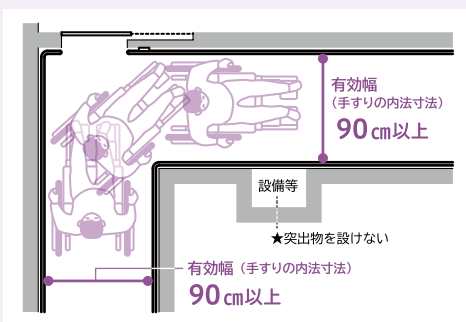
片側の通路幅を広く

片側の通路幅を広くとり（151cm）、直角路が曲がりやすくなっている



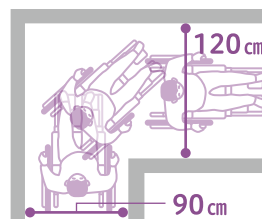
直角路のポイント

直角路には転回スペースとして140cm角スペースを確保することが理想（推奨基準）です。難しい場合は、片方の通路幅を広げたり隅切りをするだけで、より多くの方が曲がりやすくなります。



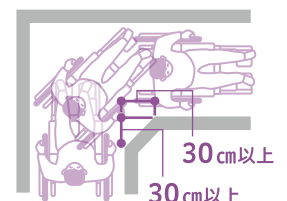
コーナー部を曲がりやすく

【片方の通路幅を広げる】



こんな工夫も

【隅切りをする】

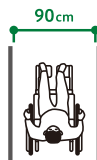


1 移動できること

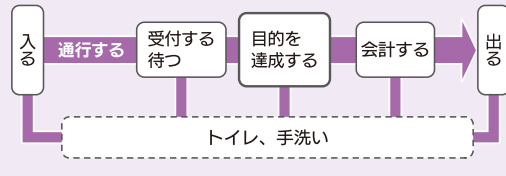
改修により通路幅を拡張

壁の一部撤去や小上がりを一部削ることで通路幅を拡張し、トイレへ入りやすくなっている

事例：中華二葉（練馬区の整備助成を利用）



通路：通行する



詳しい改修内容は、こちらから見る事ができるよ。



通路が狭かったり、通路にもものが置いてあると通れなかったりすることがあります。



車いす使用者、杖使用者



疲れやすい人
(酸素ボンベ、シルバーカー)

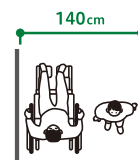
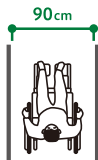


子ども連れ

2 利用できること

広い通路幅の確保（可動椅子の選定）

- 可動椅子を選び、椅子に座っていないときはすれ違いができる幅員が確保されている
- 椅子に座った状態でも90 cm以上の通路幅が確保されており、椅子に座っていないときは通路幅が140 cm以上確保されている



✓ 通しやすい通路にするためのチェックポイント

チェックできない項目がある場合には、可動式の家具とするなど通路幅や転回スペースを一時的に確保できるようにしておきましょう。

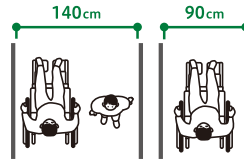
- 通路に段差はないか ※ やむをえず段差ができる場合は、p9「段差の処理」を参照
- 通路幅を確保しているか（90 cm以上（飲食店等では、椅子に座った状態でも90 cm以上））
- 直角路は隅切りをしているか
- 転回スペースを確保しているか（140 cm角以上（90度方向転換できるスペース））
- 通行の邪魔になるようなものは置いてないか

1 移動できること

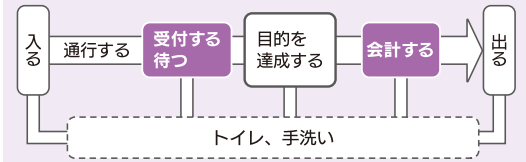
受付スペース前に広い通路幅を確保

車いす使用者がカウンターを利用した状態でも、通路幅が確保されている

事例：Meets Smile（理髪店）



受付周り：受付する／会計する



子どもの様子を見守りながら移動や利用ができると助かります。

子ども連れ



2 利用できること

車いす使用者等が利用できるカウンター（ロー・ハイカウンターの併設）

高さの異なるカウンターがあることで、多くの方が利用できるようになっている
カウンターに近づきやすい工夫がされている



ローカウンターは、カウンター下部にスペースが設けられており、車いすの足先がしっかり入るようになっている



車いすのまま利用できることが一番助かります。



車いす使用者

2 利用できること

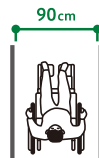
通路に干渉しない位置にベンチを設置

通路幅を確保しながら、店内の通路にベンチを設置

事例：練馬風月堂 練馬店



商品棚より奥まった場所にベンチ（荷物置き）を設置



疲れやすい人

長時間立っていることが難しく、急な体調変化もあるため、休憩できるスペースがあると助かります。

子どもを抱っこしたまま立っているのは大変なので、座ったり寄りかかれることができると助かります。

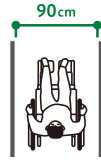
子ども連れ



1 移動できること

待合スペースに広い通路幅を確保

通行の邪魔にならない位置に可動椅子を設置し、通路幅が確保されている



事例：ゆうかデンタルクリニック



キッズスペースが干渉しない通路

角地にキッズスペースを設け、通路幅が確保されている

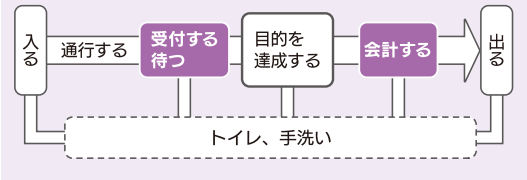


待っている間に子どもが飽きてしまうので、キッズスペースなどが用意されていると嬉しいです。



子ども連れ

待合スペース：待つ



2 利用できること

車いす使用者等が待てるスペースの確保 (可動椅子の選定)



可動椅子を選び、車いす使用者のスペースを確保したり、増やしたりすることができる



同行者と一緒待てる十分なスペースがあると嬉しいです。

車いす使用者



高さ 80 cm

仕切りを手すりとして利用

キッズスペースの仕切り壁が椅子の立ち上がり際に利用できる

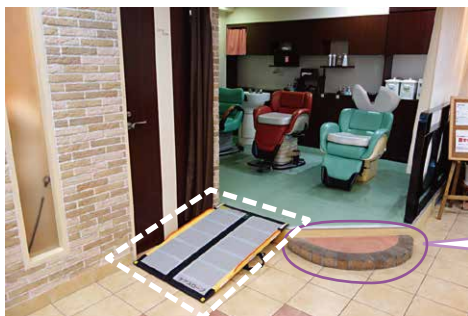
こんな工夫も!

1 移動できること

段差の処理

→参照：別冊「出入口編」

事例：美容室テーコ（練馬区の整備助成を利用）



簡易スロープの設置による段差の解消

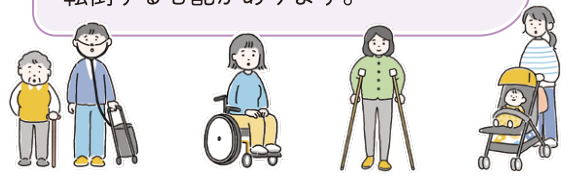
これも good!

【色による識別】



- 滑りにくい床材を選び、段差はなるべく作らない。
- やむを得ず段差ができる場合は色で識別したり、手すりをつける、簡易スロープを付ける方法があります。

ちょっとした段差でも上がれなかったり、転倒する心配があります。



疲れやすい人

車いす使用者、杖使用者

杖使用者

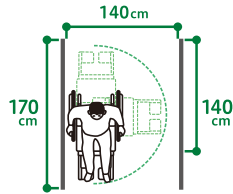
子ども連れ

【商品棚スペース】

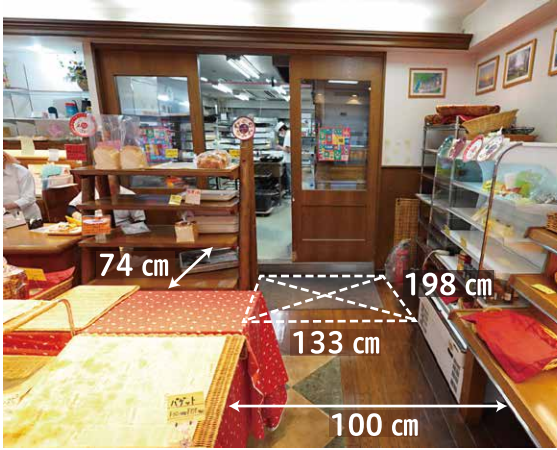
1 移動できること

転回スペースの確保

通路の角に広いスペースを確保し、方向転換ができるようになっている



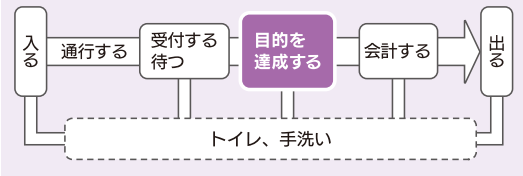
事例：パン工房 麦ふうせん



転回できるスペースがあると助かります。

車いす使用者

店舗内スペース：目的を達成する



2 利用できること

車いす使用者等が利用できる商品棚

車いすから手が届く位置に商品を置いている
トングを利用したり、手を伸ばせる方は、上段の棚にも手が届くようになっている（状況に応じて店員の方がお手伝いしている）

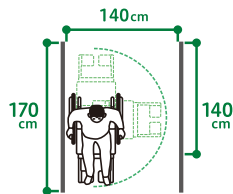


【飲食スペース】

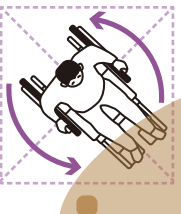
1 移動できること

転回スペースの確保

通路幅 90 cm を確保し、奥に広いスペースを確保し、方向転換できるようにしている



事例：手作りぎょうざ福



テーブル脚まで
140 cm 角の
転回スペース

2 利用できること

車いす使用者等が利用できるテーブル

車いすで使用できるテーブルの高さと奥行きのため、椅子を移動して車いすのまま利用ができるようになっている



補助犬が待つことができる
足元スペース



聴覚障害者 車いす使用者



補助犬が足元で待つスペース
があると助かります。

視覚障害者
(全盲、弱視など)



* 補助犬は、一定の訓練基準により訓練されているため、社会のマナーを守ることができ、衛生面も管理されています。

【個室空間】

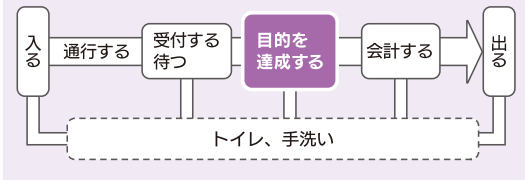
2 利用できること 十分な広さと開口幅のある個室

十分な開口幅があり、同行者と一緒に入れる広さが確保された区切られた個室が設置されている

事例：美容室テーコ

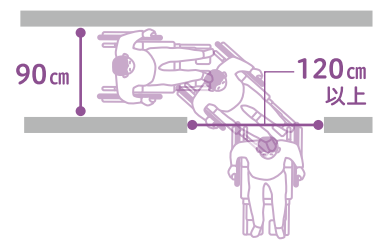


店舗内スペース：目的を達成する



開口部のポイント

通路に余裕がなくても、開口部を広くとると、より多くの人が入れるようになります



車いす使用者等が利用できるカット台

事例：美容室テーコ



車いすのまま席につける高さで足元空間のあるカット台となっている椅子は可動型



足元空間 高さ 40 cm

音や人の視線が気になる場合があります。仕切られた空間や個室があると安心して利用できます。



精神・知的・発達障害者

カーテンによる間仕切り

事例：Meets smile（理髪店）



施術スペースをカーテンで仕切れるようになっており、店外からの視線を気にせず利用できるようになっている

こんな工夫も!

2 利用できること サイン・配色計画

TOILET



化粧室

- 店内サインの表示は、以下に配慮します。
 - コントラストのある色づかい
 - 見やすい文字の大きさ
 - JIS規格ピクトグラム等の併記

■ 壁と扉を色分けすることで、入口を分かりやすくする工夫もあります。

■ 壁と床の色のコントラストをつけると、空間認識がしやすくなります。

大きな文字や色のコントラスト、配色の工夫によって、サインや空間の認識がしやすくなります。

視覚障害者（弱視、色覚多様性など）



サインは、文字だけでなく、イラストやピクトグラムが併記されていると分かりやすいです。



精神・知的・発達障害者

サインや案内等の視覚情報があると利用しやすいです。

聴覚障害者



6 より使いやすい店舗づくりのために ～運用上のポイント～

小規模店舗等はスペースに限りがあるので、十分な通路幅や転回スペースを常に確保することは難しいです。必要に応じて家具を移動しスペースを確保することで、利用しやすい方が増えます。

通路に物を置かない！という意識も大切です。

家具を動かす際は以下に配慮します。

■ 家具を動かす際は声かけをする

家具を移動する方向やどのくらい動かしたらよいかなど、相手に確認しましょう。

■ 一時置場を事前に決めておく

車いす使用者が車いすのままテーブルに着く際に不要になる椅子の置き場所や、ベビーカーやシルバーカーなどを一時的に置く場所を決めておくと、スムーズに対応できます。



利用者とのコミュニケーションって大切だね。

接客やコミュニケーション方法をまとめたガイドブックもあるから、チェックしてみよう！



障害者とのコミュニケーションガイドブック

「みんなでつくろう 暮らしやすいまちねりま」



関連資料・制度の紹介

バリアフリー整備に関するもの

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）



練馬区福祉のまちづくり推進条例
施設整備マニュアル〔建築物〕（練馬区）



福祉のまちづくり整備助成 — お店や診療所等のバリアフリー整備改修助成 —

練馬区では、既存の建築物のバリアフリー化を促進するために、改修の際に必要な費用の一部を助成しています。助成には、条件があります。



ずっとみんなが通いたくなる
小さな店舗のつくりかた

バリアフリー整備・設計のヒント集
〔通路編〕

発行日：令和8年（2026年）3月

発行：練馬区 建築・開発担当部 建築課

監修：植田 瑞昌（日本大学 理工学部 まちづくり工学科 助教 博士（工学））

編集：（公財）練馬区環境まちづくり公社 みどりのまちづくりセンター

デザイン：白玉社

問合せ：練馬区 建築・開発担当部 建築課 TEL 03-5984-1649 FAX：03-5984-1225